

5月 NEWS

(1) 税制情報

今月の税務情報は、被災した法人の災害における取扱いや被災者に対して支援を行った個人の所得税・法人の法人税の取扱いにつきまして照会の多い事例をご説明いたします。

【被災した法人側における取扱い】

I 災害にあった場合の税制上の取扱い

地震などの災害にあった場合の税制上の措置としては、

①申告・納付等の期限の延長、②所得税の全部または一部の軽減、③相続税・贈与税の免除または軽減、④納税の猶予などがあります。

II 申告・納付等の期限延長の手続き

納税地を管轄する税務署長に対し、災害等のやんだ日から相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ、税務署長等が指定した日（災害等のやんだ日から2ヶ月以内）まで期限が延長されます。

※災害のやんだ日とは申請者に特別な事情がある場合を除いて、客観的に見て、申告・納付等の期限延長の申請をした方が、申告・納付等の行為をするのに差支えないと認められる程度の状態に復した日となりますが、例えば、交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日などになります。

III 納付

国税通則法第11条の規定に基づき、国税の納期限が延長された場合には、その延長された期間については、その国税に係る延滞税及び利子税は課されません。

また、加算税については、認められた延長期限内に申告を行えば課されません。

IV 申告手続等

地震被害により帳簿書類が滅失してしまった場合、確定申告については、前年の所得計算の内容を参考にするなどして、可能な限り正確な所得計算をしていただき、申告していただくようお願いします。

※前年の決算書等は所轄の税務署に保存されていますので、閲覧をお願いします。

地震被害により課税仕入れに係る帳簿書類等が滅失した場合、

災害その他やむを得ない事情により課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存できなかった場合に該当しますので、帳簿及び請求書の保存がない課税仕入れについても、仕入税額控除は認められます。

【被災者に対して支援を行った場合の所得税・法人税の取扱い】

I 寄付をした個人・法人の課税関係

寄付をした相手方	個人	法人
熊本県下や大分県下の災害本部等	「特定寄付金」に該当し、寄付金控除の対象	「国等に対する寄付金」に該当し、その全額が損金の額に算入
日本赤十字社		
認定NPO法人等	寄付金控除(所得控除)又は寄付金特別控除(税額控除)の対象となります。(選択適用)	「特定公益増進法人に対する寄付金」に含めて損金算入限度額を計算し(特別損金算入限度額)、その範囲内で損金の額に算入されます。

※認定NPO法人等とは、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人をいいます。

認定NPO法人等以外の法人に対して義援金を支払った場合の税務上の取扱いの例

公益社団法人・公益財団法人の場合(その法人の主たる目的である業務に関連するものに限ります。)	寄付金控除の対象となります。(支払先が一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人である場合には、寄付金特別控除(税額控除)との選択適用が可能です。)	特定公益増進法人に対する寄付金として、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できます。
NPO法人(認定NPO法人等でないもの)、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等の場合	寄付金控除等の対象となりません。	一般の寄付金として、損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できます。

II 募金団体を通じた義援金

募金を取りまとめる団体（以下「募金団体」といいます。）が個人、法人から義援金を預かる場合でも、その義援金が、最終的に地方公共団体に拠出されるものであれば、募金団体に対して義援金を支払った個人の方は「特別寄付金」、法人は「国等に対する寄付金」として取り扱われ、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

なお、税務署においては、募金団体に対して支払う義援金が、最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであるかどうかの確認が行われているようです。

III 被災された取引先に対する寄付

法人が、被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

IV 法人が自社製品を被災者に提供した場合

法人が、不特定または多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄付金または交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

V その他 寄付したことを証する書類

例えば、次の書類が寄付したことを証する書類に該当します。

- ①熊本県下や大分県下の災害対策本部が発行する受領書
- ②募金団体の預り証
- ③郵便振替で支払った場合の半券（受領証）（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限ります。）
- ④銀行振り込みで支払った場合の振込票の控え（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限ります。）

※③、④の場合、個人の寄付者が確定申告をする際には、募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料を、郵便振替で支払った場合の半券（受領証）や銀行振込で支払った場合の振込票の控えと併せて確定申告書に添付または確定申告書提出の際に提示してください。法人の寄付者につきましては、書類として保存しておいてください。

(2) 5月の主な税務

5月の申告や提出の主なものは以下の通りになりますのでご確認下さい。

提出期限等	内容
5月10日	4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限
5月16日	特別農業所得者の承認申請の申請期限
県の条例で定める日	自動車税の納付 鉦区税の納付
5月31日	3月決算法人の確定申告
5月31日	3・6・9・12月決算法人と個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
5月31日	法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
5月31日	9月決算法人の中間申告
5月31日	消費税の年税額が400万超の6・9・12月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
5月31日	消費税の年税額が4800万超の2・3月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告
5月31日	確定申告税額の延納の届出に係る延納税額の納付

(3) スタッフの一言

4月の中旬に熊本にて大きな地震があり、福岡でも地震の揺れを感じました。特に被害もなく、全員が無事でしたので一安心しています。現地の方々への支援物資等も行われているので、一刻も早い復旧ができることを願っています。

さて、ゴールデンウィークが終わると事務所としては3月決算法人の確定申告があります。1年の中で一番忙しい月になりますので、体調に気をつけて頑張って努力していきますので、今後ともよろしく願いいたします。

税理士法人アリオン 浦川